

## 里親の種類

保護者に代わって子どもを育てる家庭のことを、児童福祉法で「里親」と呼びます。

### 【養育里親】

諸事情により保護者と一緒に暮らすことができない子どもを一定期間保護者に代わって養育する里親

※養子縁組を目的としない里親です  
※養育里親研修の受講が必要です



### 【専門里親】

養育里親のうち、専門的な援助を必要とする子ども(虐待を受けた子どもや非行などの問題のある子ども、及び障害がある子ども)を養育する専門的な知識を持った里親

※専門里親研修の受講が必要です

### 【親族里親】

両親、その他子どもを現に養育する方が死亡、行方不明等の状態となったことにより、その子どもの3親等内の親族(祖父母、兄弟姉妹等)が養育する里親

### 【養子縁組里親】

養子縁組を前提として家庭で暮らすことのできない子どもを養育する里親



## 里親になるには

### 【相談】

里親になりたい方、里親について知りたい方は子ども相談センターへご相談ください。相談は随時受け付けています。



### 【基礎研修】

子どもや里親制度について理解していただくために、講義1日&施設実習1日行っています。



### 【認定前研修】

子どもの養育に必要な事柄について、講義2日&施設実習2日行っています。



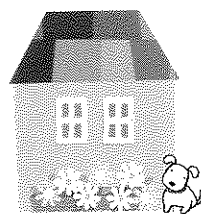
### 【認定・登録】

県の里親審査部会の審査を得て、県知事が里親として認定します。



### 【家庭訪問】

子ども相談センター職員がご自宅を訪問して、ご家庭の状況等の確認をさせていただきます。



### 【申請書の提出】

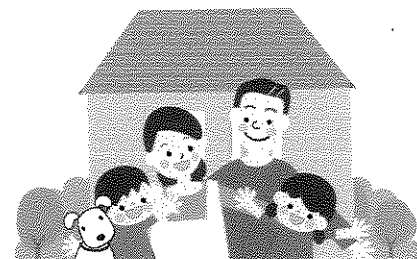
子ども相談センターへ里親申請書を提出していただきます。



### 【活動】

里親の家庭状況や、子ども・保護者の希望などを考慮し、子ども相談センターが子どもを委託します。

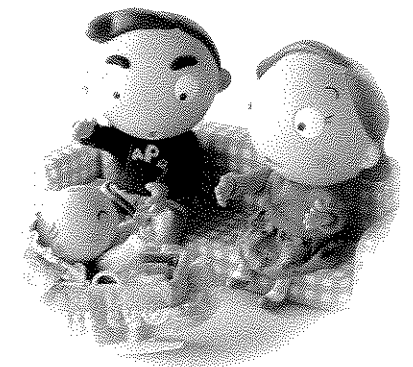
※諸条件により、登録から養育までの期間に長短があり、すぐに預かりがあるわけではありません。



## 里親Q&A

### ？ 里親になるために「資格」は必要なの？

- ！ 里親になるには、特別な資格は必要ありませんが、以下の条件が必要です。
- ・心身ともに健康であること
  - ・子どもの養育について理解と熱意と愛情を持っていること
  - ・経済的に困窮していないこと(親族里親除く)
  - ・里親を希望する者及びその同居人(①を除く)が欠格事由に該当しないこと
- 【欠格事由】①成年被後見人・被保佐人  
②禁固刑以上の実刑(含執行猶予)  
③児童福祉法ほか罰金刑(含執行猶予)  
④児童虐待ほか児童の養育に関し著しく不適当な行為
- ・「養育里親」になるためには、研修(計6日間程度)を受ける必要があります。なお、「養育里親」は5年おきの研修受講及び登録更新が必要です。 ※「養子縁組里親」「親族里親」も、研修の受講が望まれます。
  - ・「専門里親」は、養育里親経験3年以上で専門里親研修を受ける必要があります。なお、「専門里親」は2年おきの研修受講及び登録更新が必要です。



### ？ 里親として求められることは？

- ！ 子どもの成育歴や家庭状況も含めて理解していただき、愛情と誠意を持った養育が望まれます。養育に当たっては法律に則り、子どもが健やかに育つように配慮していただきます。

### ？ 里親として、いつまで育てるの？

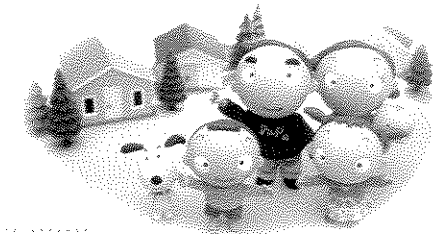
- ！ 養育をお願いする期間は数日間から数年間までさまざまです。家庭に戻れるまで、自立できるまで、18歳(場合によっては20歳)になるまで、子どもにとって必要な期間、養育していただきます。

### ？ 子どもの養育費は里親が負担するの？

- ！ 養育費として、里親手当(養育里親・専門里親のみ)、生活費、学校教育費、お子さんの医療費などが公費で支給されるほか、所得税法上の扶養控除が受けられます。また万が一、養育中のお子さんが事故に遭ったり、事故などを起こして賠償責任が生じた場合には、「里親賠償責任保険」による補償があります。(岐阜県里親連合会を通じて加入します。)

### ？ 実子がいても里親になれるの？

- ！ 実子がいても、里親になることは可能です。ただし、実子の意思も大切にする必要があります。



### ？ 里親はどれくらいいるの？

- ！ 岐阜県の登録里親数は141世帯(H24.3.31現在)です。※里親4種合計  
そのうち、子どもを受託している里親は30世帯です。(受託児童数:35人)  
県下には里親で組織されている「岐阜県里親連合会」があり、また各圏域ごとに「地方里親会」があります。  
里親会では交流会や研修会、イベント開催などを通じて、互いに助け合ったり、親睦を深めたり、養育に必要な知識や技術を習得するといったことを目的に活動しています。

### ？ 困った時は？

- ！ 里親として子どもを養育される場合には、次のようなサポートがあります。
- ・子ども相談センターのほか、「子ども家庭支援センターぎふ『はこぶね』」(岐阜市)、「大野子ども家庭支援センターこころ」(大野町)、「子ども家庭支援センター麦の穂」(中津川市)が子育て相談を受け付けています。
  - ・子ども相談センターでは、里親同士の交流会(里親サロン)を開催しています。
  - ・施設や他の里親が子どもを一時的に預かり、休息が取れる制度があります。